

農林水産省の委託等により育成した農作物品種の農林番号による整理について

26農会第1017号
平成27年3月9日
農林水産技術会議事務局長通知

(目的)

第1条 この通知は、農林水産省の委託等により育成し、又は外国から導入した農作物の品種（一代雑種及び合成品種を含む。）（以下「農作物の品種」とする。）について、これを整理するための番号（以下「農林番号」という。）の付与及び当該品種の特性等のデータの公表に必要な事項を定めることを目的とする。

(申請)

第2条 農林水産省の委託等を受けた試験研究機関等の長（以下「試験研究機関等の長」とする。）は、農作物の品種であって、「種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条に定める品種登録出願を行った出願品種について、農林番号の付与を受けようとする場合は、別記様式1及び2の申請書により、農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」とする。）に申請するものとする。

2 農作物の品種に係わる機関が2以上の試験研究機関等にわたる場合には、これらの試験研究機関等のうち代表する試験研究機関等の長が事務局長に申請するものとする。

(申請の要件)

第3条 前条の申請に係る農作物の品種は、原則として次に掲げる試験をその特性を判定するために実施したものとする。

- (1) 育成（導入）地における生育、生産力その他の諸特性に関する試験
- (2) 各地域における適応性及び病虫害抵抗性に関する試験
- (3) 栽培予定地域における生育、生産力その他の諸特性に関する試験

2 一代雑種の親品種にあつては、前項の規定にかかわらず、原則として次に掲げる試験をその特性を判定するために実施したもの。

- (1) 親品種としての採種能力その他の諸特性に関する試験
- (2) 当該品種を用いた一代雑種の生産力その他の諸特性に関する試験

3 台木用の品種にあつては、前2項の規定にかかわらず、原則として次に掲げる試験をその特性を判定するために実施したもの。

- (1) 台木としての接木親和性その他の諸特性に関する試験
- (2) 当該品種を用いた穂部の生産力その他の諸特性に関する試験

4 前3項における試験の結果の検討にあつては、関係機関との調整を図るものとする。

(農林番号の付与及び公表)

第4条 事務局長は、第2条の申請に係る農作物の品種が第3条の要件を満たすことを確認した上で、これに農林番号を付与し、公表するものとする。

2 前項の規定により事務局長が行う公表は、次に掲げる事項とする。

- (1) 農林番号
- (2) 付与を行った年月日
- (3) 品種名
- (4) 旧系統名

- (5) 特性
- (6) 育成又は導入を担当した者の氏名及び試験研究機関等名
- (7) 栽培適応地域

(農林番号)

第5条 農林番号は、次の各号により付与するものとする。

(1) 農林番号を付与する農作物の品種が育成されたものである場合は、農作物の種類名を冠した農林番号を付けるものとし、その番号は、農作物の種類毎に一連番号とするとともに、品種登録出願された年度を表す年号の頭文字と数字を当該番号の最初に付けるものとする。

(例 平 水稻農林 号)

(2) 農林番号を付与する農作物の品種が外国から導入されたものである場合は、農作物の種類名を冠した導入番号をつけるものとし、その番号は、農作物の種類毎に一連番号とするとともに、付与した年度を表す年号の頭文字と数字を当該番号の最初に付けるものとする。

(例 平 とうもろこし導入 号)

(3) 農林番号を付与する農作物の品種が糯と粳その他これに類する区別のある農作物である場合には、糯等のより一般的でない品種に限り「農林(導入)」と番号(第4号の記号を付けるものにあつては当該番号)との間に「糯」等を付けるものとする。

(例 平 水稻農林糯 号)

(4) 農林番号を付与する農作物の品種について育成方法、採種方法又は利用方法を明確にする必要がある場合は、「農林(導入)」と番号の間に次の記号を付けるものとする。

ア 農林番号を付与する品種が一代雑種である場合は「交」を付ける。

(例 平 とうもろこし農林交 号)

イ 農林番号を付与する品種が一代雑種の親品種である場合は「交親」を付ける。

(例 平 とうもろこし農林交親 号)

ウ 農林番号を付与する品種が合成品種である場合は「合」を付ける。

(例 平 てんさい農林合 号)

エ 農林番号を付与する品種が台木用品種である場合は「台」を付ける。

(例 平 からたち農林台 号)

オ 農林番号を付与する品種が海外向け品種である場合は「外」を付ける。

(例 平 茶農林外 号)

カ 農林番号を付与する品種が中間母本品種である場合は「中」を付ける。

(例 平 みかん農林中 号)

(5) 農林番号を付与する農作物の品種の種類名は、別表によるものとする。

(農林番号の抹消)

第6条 事務局長は、第4条第1項により農林番号を付与した農作物の品種が第2条及び第3条に掲げる事項に該当しないものと確認した場合は、農林番号を抹消できるものとする。

附 則

1 この通知は、平成27年3月9日から施行する。

2 この通知の施行の際、農林水産省の委託等により育成した農作物品種の認定について(平成20年1月31日付け19農会第1003号農林水産省農林水産技術会議事務局長通知。)は廃止する。

別表

普通作物	工芸作物	園芸作物	飼料作物	桑
水稻 陸稲 小麦 皮麦 裸麦 二条大麦 はとむぎ かんしょ ばれいしょ だいず あずき らっかせい そば アマランサス 等	なたね いぐさ こんにやく てんさい さとうきび ごま 茶 等	いちご とまと ピーマン なす きゅうり メロン すいか かぼちゃ かんらん はくさい たまねぎ ねぎ レタス ほうれんそう にんじん ヤーコン みかん りんご もも すもも なし 西洋なし かき くり ぶどう びわ パインアップル うめ おうとう きく カネシヨウ チューリップ アルストメリア つつじ つばき 等	イタリアンライグラス ペレニアルライグラス ハイブリッドライグラス ホーチャードグラス チモシー トールフェスク メドウフェスク フェストロウム アカクローバ シロクローバ アルファルファ ローズグラス ギニアグラス バヒアグラス ジャイアントスターグラス シバ とうもろこし ソルガム えん麦 等	桑

別記様式 1

番 号
年 月 日

農林水産技術会議事務局長 殿

申請者名

印

農林水産省の委託等により育成した農作物品種に係る農林番号の付与について第 2 条の規定に基づき、下記のとおり申請する。

記

- 1 農作物の種類名及び品種名
- 2 育成（導入）した試験研究機関名及びその所在地

別記様式 2

作物名「品種名」

1. 育成機関

2. 来歴

育成期間：

交配親：

旧系統名：

3. 主要特性

(注1：セールスポイントを簡条書きにする。)

(注2：生食用以外の用途がある場合には記入する。)

(注3：品種登録出願等により名称を付与した場合には品種名称の由来を記入する。)

4. 特性概要

(1) 生育特性

(注：収量性、障害抵抗性も含めて簡条書きで記入する。)

(2) 品質特性

(注：簡条書きにする。)

5. 栽培適地

(地域名)

6. 品種登録出願状況

(出願)

(出願公表)

(登録)

7. 予算区分

(注：農林水産省委託事業等（プロジェクト研究・競争的資金等）の事業名及び課題名を記載する。)

系譜図

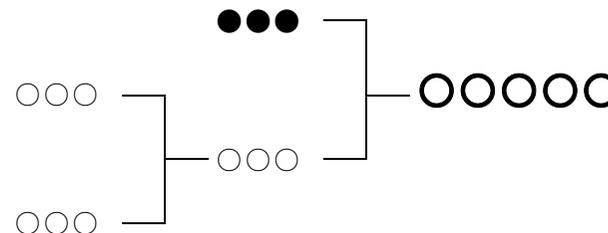


表 1 生育特性

(試験地及び年次)

品種名又は 系統名

表 2 品質特性

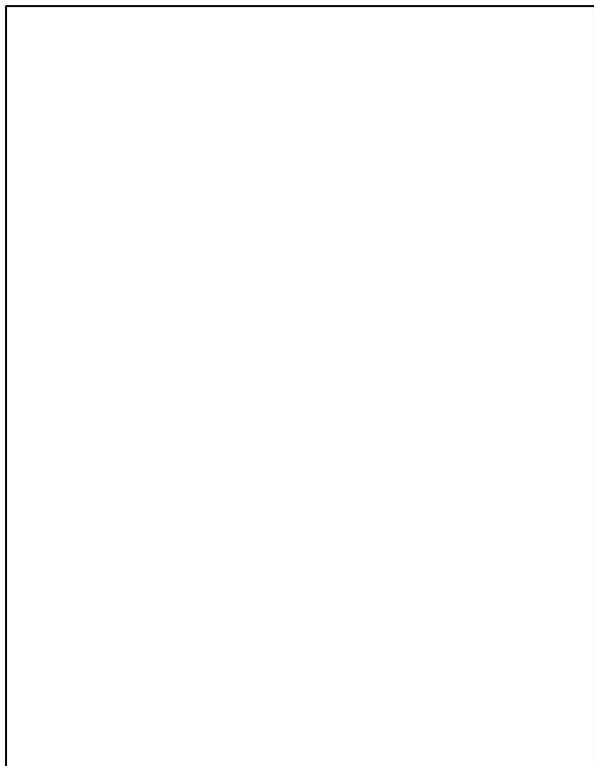
(試験地及び年次)

品種名又は 系統名

注：原則として、左部の特性概要に記入した内容については、右部表中に根拠となるデータを記載する。

2枚目：写真（作成例）

草 姿



（左：「 」、右：「 」）

籾 及 び 玄 米



（左：「 」、右：「 」）

注：以下の事項で該当するものがあれば、参考資料として任意で添付するものとする。

- (1) 特性の概要
- (2) 来歴および系統図（交配年次、両親名、育成（導入）機関の変遷、系統番号、系統名の附号年次、その他必要な育成（導入）経過等）
- (3) 試験成績
- (4) 栽培上の注意事項
- (5) 育成（導入）担当者（数年次にわたる場合は、年次別、世代別の担当者を記載する）
- (6) 新品種の用途、適応地域、普及見込面積、置き換わるべき品種名、奨励品種としての採用予定の都道府県名等

別記様式 2 (記載例)

水稻「〇〇〇〇〇」

系譜図

1. 育成機関

2. 来歴

育成期間：平成●年～△年 (◇年間)

交配親：●●●号×〇〇〇号

旧系統名：〇〇号

3. 主要特性

- ・耐倒伏性が強く、多収である。
- ・〇〇病、△△病抵抗性である。

4. 特性概要

(1) 生育特性

- ・出穂期、成熟期は、「●●●」より1日程度遅く、暖地では「晩生の早」である。
- ・稈長は「●●●」より△cm程度短く「〇〇〇」並である。
- ・耐倒伏性は「〇〇〇」よりも明らかに優れ「強」である。
- ・玄米収量は「〇〇〇」よりも多収で「△△」並かやや多収である。

(2) 品質特性

- ・玄米の外観品質は「〇〇〇〇」より優れる。
- ・食味は「〇〇〇」と同等で極めて優れる。

5. 栽培適地

適地：〇〇〇地域

6. 品種登録出願状況

平成●年◎月○日 出願

平成△年▲月□日 出願公表

7. 予算区分 指定試験事業

農林水産省委託事業等（プロジェクト研究・競争的資金等）の事業名及び課題名を記載する。

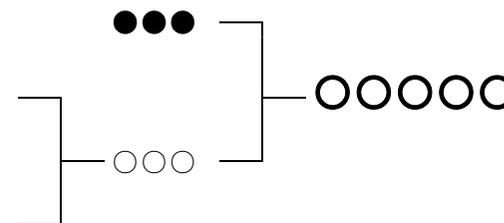


表 1 生育特性

品種名及び 系統名	出穂期 (月日)	成熟期 (月日)	耐倒伏 性	穂発芽 性	精玄米重 (kg/a)	病害抵抗性 (育成地 平成12～18年度)		
						葉いもち	穂いもち	白葉枯
〇〇〇	8.10	9.10	強	やや難	63.5	やや弱	やや弱	強
コシヒカリ	8.03	9.09	弱	難	60.0	弱	弱	中

表 2 品質特性

品種名及び 系統名	玄米 品質	アミロース 含有率	タンパク質 含有率	食味
〇〇〇	3.4	16.0	6.2	極良
コシヒカリ	3.7	16.9	6.3	極良

注：原則として、左部の特性概要に記入した内容については、右部表中に根拠となるデータを記載する。